

社会福祉法人京丹波福祉会役員及び評議員の 報酬並びに費用弁償に関する規程

(主 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京丹波福祉会（以下「法人」という）役員及び評議員の、報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(非常勤員及び評議員の報酬)

第2条 非常勤の役員及び評議員が法人の業務を行うときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

報 酬 1日 5,000円

旅 費 実費支給とする。(南丹市内を除く)

(費用弁償費)

第3条 法人の役員及び評議員が職務を行うために要する費用の弁償として、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、次のとおりとする。

1日 5,000円

(支払方法)

第4条 第2条の報酬及び前条の費用の弁償の支給方法等については、この規程に定めることのほか、社会福祉法人京丹波福祉会給与規程及び社会福祉法人京丹波福祉会旅費規定の例によるものとする。

附則 この規程は、平成21年12月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月17日から施行する。